

令和元年（2019年）第2回可児市議会定例会提出議案説明書

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

平成30年度可児市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、その承認を求めるもの。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法等の改正に伴い、可児市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 主な改正内容

【第1条】

【第20条の5第1項、付則第9条、付則第9条の2】特例控除（ふるさと納税に係る寄附金税額控除）の対象を特例控除対象寄附金（総務大臣の指定を受けた地方団体に対する寄附金）に限定することによる規定の整備を行うもの。

【付則第7条の3の2第1項】個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を2年延長する。

【付則第7条の3の2第2項】個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件等を廃止する。

【付則第10条の2第4項～第18項】地方税法の条項にずれが生じたことに伴い、引用条項を改める。

【新付則第10条の3第6項】高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定する。

【付則第17条、付則第17条の2】軽自動車税の税率のグリーン化特例に関する規定を整備する。

【第2条、第3条】第1条で付則第17条及び第17条の2を改正することに伴い、所要の整備を行うもの。

(2) 施行日／平成31年4月1日

第1条中第20条の5の改正規定並びに付則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに附則第2条第2項から第4項までの規定は、平成31年6月1日

第2条及び附則第5条の規定は、平成31年10月1日

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法の改正に伴い、可児市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 主な改正内容

【付則第1条の2、付則第1条の3、付則第1条の4、付則第9条】地方税法の条項

にずれが生じ、及び条項が追加されたことに伴い、引用条項を改める。

(2) 施行日／平成31年4月1日

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方税法施行令の改正に伴い、可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 主な改正内容

【第3条第2項】基礎課税額（医療給付費分）の賦課限度額を61万円（現行58万円）に引き上げる。

【第23条】国民健康保険税の軽減措置について、軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗じる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては28万円（現行27万5千円）に、2割軽減の対象となる世帯にあつては51万円（現行50万円）に引き上げる。

(2) 施行日／平成31年4月1日

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

介護保険法施行令の改正に伴い、可児市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年可児市条例第6号）の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるもの。

(1) 主な改正内容

【附則第3条、附則第4条】改正後の条例第2条第1号から第3号までに該当する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度における保険料の軽減措置を拡充する。

(2) 施行日／平成31年4月1日

議案第30号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第1号）について

議案第31号 令和元年度可児市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第32号 可児市基金条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定により、森林環境譲与税が市町村に譲与されることに伴い、森林整備及びその促進を図るための基金が必要となるため改正するもの。

(2) 改正内容

【第3条第1号】積立基金に森林環境基金を追加する。

(3) 施行日／公布の日

議案第33号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

地方税法の改正等に伴い、改正するもの。

(2) 主な改正内容

【第1条】改元に伴い、関係規定を整備するもの。

【第2条】

【第23条の2、第23条の3の2、第23条の3の3第1項】個人市民税に係る申告書等の記載事項について規定する。

【新付則第16条の2、付則第16条の6第3項】令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得された一定の環境性能基準を満たす自家用乗用軽自動車に限り、軽自動車税の環境性能割を1%分軽減する規定を追加する。

【付則第16条の2の2】軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、県知事が行う賦課徴収に係る規定を追加する。

【付則第17条】軽自動車税の種別割の税率の特例を2年延長する。

【付則第17条の2】軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を新設する。

【第3条】

【第33条第13項～第17項】特定法人のe L-TAXによる申告義務を適用しない場合について規定する。

【第4条】

【第12条】前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者を非課税措置の対象者へ追加する。

【付則第17条】電気軽自動車等については、軽自動車税の種別割の税率の特例を更に2年延長する。

(3) 施行日／公布の日

第2条（令和2年1月1日施行分を除く。）及び附則第4条の規定は、令和元年10月1日

第2条中第23条の2、第23条の3の2、第23条の3の3及び第23条の4の改正規定並びに附則第2条第1項から第3項までの規定は、令和2年1月1日

第3条及び附則第2条第4項の規定は、令和2年4月1日

第4条中第12条の改正規定及び附則第3条の規定は、令和3年1月1日

第4条（令和3年1月1日施行分を除く。）及び附則第5条の規定は、令和3年4月1日

議案第34号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) 制定趣旨

消費税率が10%に変更されることに伴い、使用料等を改定するため、関係条例を整理するもの。

(2) 制定内容

- 【第1条】可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正
- 【第2条】可児市小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正
- 【第3条】可児郷土歴史館条例の一部改正
- 【第4条】可児市陶芸苑の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第5条】可児市荒川豊蔵資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第6条】可児市文化創造センター条例の一部改正
- 【第7条】可児市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第8条】可児市戦国山城ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第9条】可児市子育て健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第10条】可児市地区センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第11条】可児市総合会館大ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第12条】可児市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第13条】可児市市民公園の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第14条】可児市個別排水処理施設の帰属、管理移管及び管理に関する条例の一部改正
- 【第15条】可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第16条】可児市観光交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正
- 【第17条】可児市道路占用料徴収条例の一部改正
- 【第18条】可児市河川占用料等徴収条例の一部改正
- 【第19条】可児市都市公園条例の一部改正
- 【第20条】可児市水道事業給水条例の一部改正
- 【第21条】可児市自家用工業用水道事業の供給等に関する条例の一部改正
- 【第22条】可児市下水道条例の一部改正
- 【附則第1条～第4条】本条例の制定に伴い、関連する条例の経過措置を規定する。

(3) 施行日／令和元年10月1日

議案第35号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

建築基準法等の改正に伴い、認定審査等に係る手数料について定めるもの。

(2) 主な改正内容

【別表第6項第14号】用途変更に係る全体計画認定制度の導入に伴い、当該事務の手数料を規定する。

【別表新第6項第16号】既存建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可の申請に対する審査が、新たに市の事務として位置付けられることに伴い、当該事務の手数料に係る規定を追加する。

(3) 施行日／建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

議案第36号 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

(1) 改正趣旨

福祉センターの利用料金の見直し及び消費税率の変更に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【別表】各施設の利用料金の限度額を改定する。

(改正前)

区分	施設名	大ホール	その他の部屋 (1室につき)
(1) 次号以外の使用の場合(1時間につき)		1,400円	540円
(2) 入場料(これに類する費用を含む。)を徴し、又は営利を目的として使用する場合	基本料金(3時間以内)	21,600円	5,400円
	超過料金(1時間につき)	10,800円	2,700円
(3) 冷暖房設備の使用(1時間につき)		2,430円	590円
(4) その他設備の使用		設備ごとに1日につき2,160円を超えない範囲において規則に定める額	

(改正後)

施設名	利用料金(1時間につき)
大ホール	3,650円
2階第1会議室 視聴覚室 調理実習室	780円
1階会議室 1階和室1 1階和室2 2階第2会議室 2階第3会議室	510円
2階和室	160円
相談室	100円
その他設備の使用	設備ごとに1日につき2,200円を超えない範囲において規則に定める額

【附則第2項】利用料金の適用に係る経過措置を規定する。

【附則第3項】令和元年10月1日前に使用許可申請をした、同日以後の使用に係る利

用料金の適用に関しては、旧利用料金と新利用料金とを比較し、低い額を適用する旨規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第37号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

介護保険法の改正に伴い、利用料を改定するもの。

(2) 主な改正内容

【第11条第3項】介護保険法において、現役並みの所得のある者については利用者負担が3割とされたため、当該負担相当額の利用料を規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第38号 可児市市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

可児駅駅前広場駐車場（以下「駅前駐車場」という。）を設置することに伴い、改正するもの。

(2) 主な改正内容

【第2条】駅前駐車場の名称及び位置を定める。

【第4条、別表第1】駅前駐車場に駐車することができる自動車の範囲を定める。

【第5条、別表第2】駅前駐車場の使用料を定める。

(3) 施行日／令和元年10月1日

議案第39号 可児市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 主な改正趣旨

消費税率が10%に変更されることに伴い、一般廃棄物処理手数料を改定するもの。

(2) 改正内容

【第8条第1項】一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する一般廃棄物処理手数料を改定する。

【第8条第3項】一般廃棄物処理手数料の徴収方法を規則で定めることに伴い、規定を削除する。

(3) 施行日／公布の日

第8条第1項の改正規定は、令和元年10月1日

○提出議案数／承認5 予算2 条例8 合計15

【諸般報告】

報告第4号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

- ・ 訴えの提起によるもの。

未払給食費の支払いを求めたもの（2件）	債権額	合計	148,336円
---------------------	-----	----	----------

- ・ 和解及び損害賠償額を定めたもの。

道路管理の瑕疵による事故に係るもの（2件）	損害賠償額	合計	22,167円
-----------------------	-------	----	---------

交通事故に係るもの（1件）	損害賠償額		208,149円
---------------	-------	--	----------

報告第5号 繰越明許費繰越計算書について

次の予算の繰越明許費繰越計算書を報告するもの。【地方自治法施行令第146条第2項】

平成30年度可児市一般会計予算

平成30年度可児駅東土地区画整理事業特別会計予算

報告第6号 繰越計算書について

次の予算の繰越計算書を報告するもの。【地方公営企業法第26条第3項】

平成30年度可児市水道事業会計予算

平成30年度可児市下水道事業会計予算

報告第7号 出資法人の経営状況説明書について

可児市土地開発公社の経営状況説明書を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】